審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

					(I) I HA
		担当課	河川課	検索番号	
法令名	特定都市河川浸水被害対策法	根拠条項	法第 14 条第 1	項	
許認可等	雨水貯留浸透施設整備計画の変	変更の認定		•	

## (根拠規定)

第14条第1項 第11条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

## (許認可等の基準)

## 【特定都市河川浸水被害対策法】

- 第12条 都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る雨水 貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができ る。
  - 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
  - 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

## 【特定都市河川浸水被害対策法施行規則】

- 第8条 法第12条第1項第1号の国土交通省令で定める規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為(法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。)の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量(以下この条において「特定貯留量」という。)が30立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害(法第二条第三項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第11条において同じ。)の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、規則で、区域を限り、0.1立方メートル以上30立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。
- 第9条 法第12条第1項第2号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。
  - 一 堅固で耐久力を有する構造であること。
  - 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他 の設備を備えたものであること。
- 第10条 法第12条第1項第4号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。
  - 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
  - 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
  - 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

第11条 法第12条第1項第5号の国土交通省令で定める期間は、10年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、10年を超え50年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

【特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行(6ヶ月以内施行分)について(令和3年11月1日付け国都安第49号、国都計第96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号】

第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

- 4. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等について(特定都市河川浸水被害対策法第 11 条から第 29 条まで関係)
  - (5) 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に当たっての手続等
    - ② 雨水貯留浸透施設整備計画の変更

特定都市河川法改正により、同法第14条において、認定事業者が認定計画の変更をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならないこととされたところであり、認定計画の変更の際は、当初の指定の際と同様の手続を行う。

ただし、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第12条に定める工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更については、軽微な変更として計画の変更を要しないことに留意されたい。